

岩泉町高齢者等介護用品給付事業

給付額

- | | |
|---|----------|
| (1) <u>要介護4</u> 又は <u>要介護5</u> の方 | 月額3,000円 |
| (2) <u>要介護1</u> から <u>3</u> までのうち、排尿又は排便が <u>全介助</u> | 月額2,000円 |
| (3) <u>要介護1</u> から <u>3</u> までのうち、排尿又は排便が <u>一部介助</u> | 月額1,000円 |

○ 目 的

在宅で排尿又は排便に介助が必要な方に、紙おむつ等の介護用品を給付して経済的負担の軽減を図り、在宅生活の維持・向上の支援を行うことを目的とします。

○ 介護用品の種類

紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・防水シート・おむつカバー・介護用パジャマ・介護用肌着・ポータブルトイレ用消臭剤

○ 給付券を使用するにあたって

- ①給付券は1枚あたり1,000円で、要介護度等に応じた枚数を交付します。
- ②給付券は岩泉町の登録業者で使用してください。(登録業者は別紙一覧)
- ③給付券の有効期間は、券面に記載していますので期間内に使用してください。
- ④給付券の額未満での使用はできませんのでご注意ください。それに伴ってつり銭は支払われません。差額分については現金でお支払いください。

○ 手続き

該当する方は、役場健康推進課又は各支所で、介護保険被保険者証をご持参のうえ手続きしてください。

○ 注 意

・要介護者が次に該当するときは、給付対象者に該当しません。

- ① 介護保険料を滞納しているとき、要介護者が町民税を課税されているとき

・要介護者が次の状態のときは、給付券は使用できません。

- ① 医療機関へ入院しているとき
- ② 介護保険施設へ入所しているとき
- ③ 要介護1、2、3、4、5に該当しなくなったとき
- ④ 岩泉町外へ転出したとき、死亡したとき

・給付券は、その目的に反した使用、譲渡、交換、転売、貸付をすることはできません。

・給付券の盗難、紛失、き損に対する再発行はしません。

・給付券を悪用した場合は、給付した費用の全部又は一部を返還させることがあります。

問い合わせ先

岩泉町健康推進課長寿支援室

TEL 0194-22-2111 (内線 238、239、244)

FAX 0194-22-5632